

議案第 34 号 平成 27 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議

第 3 回定例会において設置された予算・決算特別委員会では「千代田会館 10 階改修工事」の目的及び経費並びに「和紙アート」の取得にかかる金額及びその意思決定過程等について執行機関から明確な答弁がなく、限られた時間のなか当定例会では、これ以上の議論を深めることが出来ないと判断し、異例ではあるが継続審査となった。

また、この 2 項目について地方自治法第 98 条第 2 項の規定により、監査委員に対し監査を求めることとなった。

今定例会のなか当該監査結果報告をもとに継続した予算・決算特別委員会において精力的に調査を行ったが、依然として疑念を晴らすまでには至っていない。調査も可能であるが、決算の調査結果を来年度の予算に反映するには、今定例会で区民のために判断すべきである。

よって、平成 27 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定にあたり、執行機関として十分な説明が出来なかった以下のことを課題として重く受けとめ、今後の区政運営にあたることを強く求める。

1. 文化芸術作品の公的財産取得・設置においては、公募制の採用、専門家を入れての審議など客観性や透明性を確保し、区議会に十分説明責任を果たすこと
2. 区の低未利用財産を活用又は売却する際には、執行機関は事前に区議会へ十分説明し理解を得ること

以上、決議する。

平成 28 年 12 月 13 日

千代田区議会